

2019年3月期有価証券報告書の記載について
(監査役会等の活動状況)

2019年11月26日
公益社団法人日本監査役協会

目次

1. 本資料の作成に当たり	1
2. 本資料について	2
3. 早期適用を行う旨を明示した各社の記載	3
4. 早期適用を行う旨は明示していないが参考になるとと思われる記載	15

(添付資料)

【早期適用を行う旨を明示した会社の記載実例】	20
➤ 監査役会設置会社	
① 味の素(株)	20
② 株大林組	22
③ 関西電力(株)	23
④ 大日本印刷(株)	24
⑤ 大和ハウス工業(株)	24
⑥ 株デンソー	26
⑦ トヨタ自動車(株)	27
⑧ 松井証券(株)	27
⑨ 株リコー	28
➤ 指名委員会等設置会社	
① 野村ホールディングス(株)	32
② 株三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	33

1. 本資料の作成に当たり

2019年1月31日に有価証券報告書等の記載に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「内閣府令」という。)が改正された。これは、有価証券報告書等で提供される「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保」につながることを狙いとした改正であるが、「情報の信頼性・適時性の確保」の一環として、監査役会等の活動状況(詳細は内閣府令第二号様式(記載上の注意)(56) a(b)に記載¹。以下、「監査役会等の活動状況」という。)についても開示が求められることとなった。

当協会としては、監査役等の方々がこの「監査役会等の活動状況」を実際に記載するに当たり、参考としていただける資料を作成すべく、2019年4月16日に『「企業内容等の開示に関する内閣府令」における『監査役監査の状況』の記載について』を公表したが、その際、具体的な記載内容は今後の開示例の集積を待つこととした。

「監査役会等の活動状況」については2020年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書等からの適用となっている。ただし、2019年3月31日以後に終了する事業年度からの早期適用も可能であり、公表された2019年3月期の有価証券報告書の中には、早期適用を行う旨を明示したものもあり、また、早期適用を行う旨を明示していないものの、参考になると思われる例も見受けられることから、それらの記載を調査し整理することとした。監査役等の皆様の対応に役立てていただければ幸いである。

¹ 内閣府令第二号様式(記載上の注意)

(56) 監査の状況

a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) 監査役監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。dにおいて同じ。)の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載すること。

2. 本資料について

時間的な制約もあり、本資料は日経 225 を構成する会社が開示した 2019 年 3 月 31 日に終了する事業年度の有価証券報告書を調査対象とし、早期適用を行う旨を明示した会社の記載事例に加え、早期適用を行う旨が明示されていないものの、今回の内閣府令改正への対応事例として参考となると思われる記載についても、当委員会の判断で一部紹介している。

なお、整理に際しては、「監査役監査の状況」として、内閣府令において記載が求められることとなった項目のうち、内閣府令第二号様式（記載上の注意）(56) a (b)について以下のように分類を行った上で、各社の記載内容について整理している²。ただし、今回の整理は当委員会が独自に行ったものであり、記載した各社の意図を確認したものではないことにご留意願いたい。

【分類項目】

- ① 監査役会等の開催頻度・個々の監査役等の出席状況
- ② 監査役等の活動状況（常勤監査役等又は社外監査役等のみが該当する活動は、③又は④に記載）
- ③ 常勤監査役等の活動状況
- ④ 社外監査役等の活動状況
- ⑤ 監査役会等における検討事項・活動状況
- ⑥ 特徴のある記載

² なお、(56)a(a)については、以前より有価証券報告書等への記載が義務付けられていることから、本資料の調査対象とはしていない。

3. 早期適用を行う旨を明示した各社の記載

項目	記載の概要																							
①監査役会等の開催頻度・個々の監査役等の出席状況	<ul style="list-style-type: none"> • 年間の開催回数は各社とも記載している。 • 監査役会等への出席状況については、以下の記載方法が見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各監査役等の出席回数（出席率）（対象となる開催回数も記載している事例あり）を一覧（表形式）で記載。（大林組、関西電力、大和ハウス工業、デンソー、トヨタ自動車、松井証券、三菱UFJフィナンシャル・グループ、リコー） ➤ 一覧は示さず、監査役等全体の出席率を記載。欠席したことがある監査役等がいる場合については個別に出席状況を記載。（味の素、野村ホールディングス） • 監査役会等の所要時間を記載している会社がある。（味の素） 																							
	<p><記載例></p> <p>*各監査役等の出席回数（出席率）を一覧（表形式）で記載。</p>																							
	<p>【大林組】</p> <table border="1" data-bbox="411 1032 1350 1328"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>出席回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上野 晃</td> <td>17回／17回（出席率 100%）</td> </tr> <tr> <td>歌代 正</td> <td>22回／22回（出席率 100%）</td> </tr> <tr> <td>横川 浩</td> <td>20回／22回（出席率 91%）</td> </tr> <tr> <td>中北 哲雄</td> <td>17回／17回（出席率 100%）</td> </tr> <tr> <td>中村 明彦</td> <td>17回／17回（出席率 100%）</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	出席回数	上野 晃	17回／17回（出席率 100%）	歌代 正	22回／22回（出席率 100%）	横川 浩	20回／22回（出席率 91%）	中北 哲雄	17回／17回（出席率 100%）	中村 明彦	17回／17回（出席率 100%）											
	氏名	出席回数																						
上野 晃	17回／17回（出席率 100%）																							
歌代 正	22回／22回（出席率 100%）																							
横川 浩	20回／22回（出席率 91%）																							
中北 哲雄	17回／17回（出席率 100%）																							
中村 明彦	17回／17回（出席率 100%）																							
<p>【関西電力】</p> <p>2018年度は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="411 1518 1350 1910"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>氏名</th> <th>出席回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査役</td> <td>八嶋 康博</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>田村 康生</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>樋口 幸茂</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>土肥 孝治</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>槇村 久子</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>十市 勉</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>大坪 文雄</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	役職	氏名	出席回数	監査役	八嶋 康博	15	監査役	田村 康生	15	監査役	樋口 幸茂	15	監査役(社外)	土肥 孝治	14	監査役(社外)	槇村 久子	14	監査役(社外)	十市 勉	15	監査役(社外)	大坪 文雄	15
役職	氏名	出席回数																						
監査役	八嶋 康博	15																						
監査役	田村 康生	15																						
監査役	樋口 幸茂	15																						
監査役(社外)	土肥 孝治	14																						
監査役(社外)	槇村 久子	14																						
監査役(社外)	十市 勉	15																						
監査役(社外)	大坪 文雄	15																						

項目	記載の概要
①監査役会等の開催頻度・個々の監査役等の出席状況	<p><記載例></p> <p>*一覧は示さず、監査役等全体の出席率を記載。欠席したことがある監査役等がいる場合については個別に出席状況を記載。</p> <p>【味の素】</p> <p>監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計 17 回開催し、1 回あたりの所要時間は約 2 時間でした。監査役の出席率は 98% でした（土岐敦司氏および村上洋氏の社外監査役 2 名はそれぞれ 17 回中 16 回出席。その他 3 名の監査役は全て出席）。年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。</p> <p>【野村ホールディングス】</p> <p>当連結会計年度において監査委員会は 17 回開催されました。各監査委員とも、そのすべてに出席し、取締役および執行役等の職務執行の状況や内部統制システムの整備・運用状況について検討いたしました。</p>
②監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 監査役等の活動状況について、以下の記載が見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会等の重要な会議への出席（味の素、関西電力、大和ハウス工業、トヨタ自動車、松井証券） ➢ 取締役等との意思疎通（味の素、関西電力、大日本印刷、大和ハウス工業、トヨタ自動車） ➢ 取締役の職務執行状況の監査（大林組、関西電力、松井証券） ➢ 重要な決裁書類等の閲覧（大和ハウス工業、トヨタ自動車） ➢ 事業所の業務・財産の調査（大和ハウス工業、トヨタ自動車） ➢ 子会社からの報告聴取（大和ハウス工業、トヨタ自動車） ➢ 内部統制システムの整備状況の監視・検証（関西電力、松井証券） ➢ 子会社の取締役・監査役等との意思疎通（トヨタ自動車） ➢ 取締役会への出席率（味の素） ➢ 会計監査人との連携（トヨタ自動車） ➢ 会計監査（大林組） ➢ 取締役の競業取引、利益相反取引、会社による無償の利益供与に関する報告聴取（大和ハウス工業） ➢ 監査役等への内部通報制度の運用（大和ハウス工業）

項目	記載の概要
②監査役等の活動状況	<p><記載例></p> <p>【大日本印刷】</p> <p>各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて取締役及び執行役員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。また監査役は、定期的に監査役会を実施し、監査の分担などについて他の監査役と連携してその職務を遂行するとともに、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、密接な連携を図っております。</p> <p>【大和ハウス工業】</p> <p>監査役は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めています。また、取締役の競業取引、利益相反取引、会社が行った無償の利益供与等に関して、上記監査のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況の詳細な調査を実施しています。</p> <p>【トヨタ自動車】</p> <p>監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・工場および主要な事業所における業務および財産状況の調査、子会社の取締役等および監査役との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っています。</p>
③常勤監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 常勤監査役等の活動状況について、以下の記載が見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会等の重要な会議への出席（味の素、関西電力、大和ハウス工業、デンソー、野村ホールディングス、松井証券、リコー） ➢ 内部監査部門との連携（大和ハウス工業、デンソー、松井証券、リコー） ➢ 会計監査人との連携（大和ハウス工業、デンソー、松井証券、リコー） ➢ 事業所の業務・財産の調査（関西電力、大和ハウス工業、リコー） ➢ 重要な決裁書類等の閲覧（大和ハウス工業、松井証券、リコー）

項目	記載の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役等との意思疎通（大和ハウス工業、野村ホールディングス、リコー） ➤ 事業所の往査（デンソー、リコー） ➤ 内部統制部門との連携（デンソー、リコー） ➤ 監査環境の整備（大林組、大和ハウス工業） ➤ 社内の情報収集（大林組、大和ハウス工業） ➤ 内部統制システムの整備運用状況の監視・検証（大林組、大和ハウス工業） ➤ 子会社監査役等との連携（大和ハウス工業、リコー） ➤ 監査結果を踏まえた取締役との面談（味の素） ➤ 子会社からの報告聴取（大和ハウス工業） ➤ 会計監査の相当性の監視・検証（大和ハウス工業） ➤ 子会社取締役との連携（大和ハウス工業） ➤ 子会社役員を兼務（野村ホールディングス） ➤ 会計監査人の評価（リコー） ➤ 三様監査（リコー）
③常勤監査役等の活動状況	<p data-bbox="416 1093 552 1122"><記載例></p> <p data-bbox="416 1137 568 1167">【デンソー】</p> <p data-bbox="440 1182 1356 1361">常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、社内 70 部署及び国内外グループ会社 37 社に対する実地監査を実施するとともに、取締役会や経営審議会等の重要会議への出席、内部監査部門・内部統制部門及び会計監査人との情報交換等を実施しています。</p> <p data-bbox="416 1429 539 1458">【リコー】</p> <p data-bbox="440 1473 1356 1697">当社における監査役監査は、監査役会で決定された監査の方針及び業務分担等に従い、(1)取締役、(2)業務執行、(3)内部監査、(4)会計監査の 4 つの領域についてのリスクや課題を検討し、年間の活動計画を定め、各領域に対する監査活動を行いました。監査役会における主な共有・検討事項および監査活動の概要は以下のとおりです。</p> <p data-bbox="440 1765 919 1794">監査役会における主な共有・検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監査方針、監査計画および業務分担について • 海外子会社のガバナンス強化について • 会計監査人に関する評価について • 常勤監査役職務執行状況（月次）

項目	記載の概要	
③常勤監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査役監査基準の見直しについて <p>表1：監査活動の概要</p>	
	(1)取締役	取締役会への出席 ★取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期) ★取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催(半期)
	(2)業務執行	本社・事業所・リコーグループ各社への監査 グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席 業績審議会、グローバル会議、投資委員会、その他重要会議への出席 ★CEO 定例会・CFO 定例会の開催(月次) 重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)
	(3)内部監査	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告 ★内部統制部門との定例会の開催(月次) ★子会社監査役との定例会の開催(月次) ★三様監査会議(月次)
	(4)会計監査	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告 会計監査人评价の実施
	★監査役が主催する会議 常勤監査役は、表1に示した内容の監査活動を行い、その内容は独立社外監査役にも適時に共有いたしました。	

項目	記載の概要
④社外監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 社外監査役等の活動状況について記載している会社がある。(味の素、リコー) <p><記載例></p> <p>【味の素】 社外監査役も含め分担し、国内外グループ会社の中から重要性及びリスク・アプローチに基づき国内グループ会社 5 社、海外グループ会社 15 社を対象に往査を実施しました。</p> <p>【リコー】 独立社外監査役は、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で、常勤監査役とともに当事業年度新設部門、新規・成長事業部門およびリスク主管部門への監査を行いました。また、取締役会議長・代表取締役との定例会では、経営方針や成長戦略等に関する詳細な説明を受け、独立役員立場から意見を述べました。</p>
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 監査役会等における検討事項・活動状況について、以下の記載が見られる。 <p>◇主な検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査方針・監査計画 (味の素、大林組、大和ハウス工業、トヨタ自動車、松井証券、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、リコー) ➤ 監査報告の作成 (味の素、大和ハウス工業、野村ホールディングス、松井証券、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ) ➤ 会計監査人の選解任 (味の素、大和ハウス工業、松井証券、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ) ➤ 常勤監査役等の職務執行状況報告 (味の素、デンソー) ➤ 会計監査人の評価 (味の素、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、リコー) ➤ 常勤監査役等の選定・解職 (大和ハウス工業、松井証券) ➤ 会計監査人の報酬に対する同意 (大和ハウス工業、松井証券) ➤ 内部統制システムの整備・運用状況 (トヨタ自動車、野村ホールディングス) ➤ 会計監査の相当性 (トヨタ自動車、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ) ➤ 会計監査人との連携 (大日本印刷、野村ホールディングス) ➤ 内部監査部門との連携 (野村ホールディングス、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ)

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役・執行役の職務執行監査(野村ホールディングス、三菱UFJフィナンシャル・グループ) ➤ 監査役会等の審議内容等の取締役会への報告(野村ホールディングス、三菱UFJフィナンシャル・グループ) ➤ グループ全体の業務執行の監視・監督(野村ホールディングス、三菱UFJフィナンシャル・グループ) ➤ 監査役等の業務分担(味の素) ➤ 監査結果の報告(大林組) ➤ 監査役会等の活動に関する自己評価結果の取締役会への報告(三菱UFJフィナンシャル・グループ) ➤ 監査役等選任議案の株主総会への提出請求(味の素) ➤ 取締役会議題事前確認(味の素) ➤ 社内決裁内容確認(味の素) ➤ 監査役等ホットライン通報報告(味の素) ➤ 監査役等活動年間レビュー(味の素) ➤ 監査役会等の実効性評価(味の素) ➤ 株主総会議案内容の監査(松井証券) ➤ 決算・配当等(松井証券) ➤ 海外子会社のガバナンス強化(リコー) ➤ 常勤監査役等の職務執行状況報告(リコー) ➤ 監査役監査基準等の見直し(リコー) ➤ 監査役等の業務分担(リコー) ➤ 会計監査人の評価(リコー) <p>◇監査役会等としての活動の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計監査人との連携(大日本印刷) ➤ 執行部門幹部の業務執行状況報告(デンソー) ➤ 常勤監査役等の職務執行状況報告(デンソー) ➤ 代表取締役・社外取締役等との意見交換(デンソー) <p>◇決議・報告・審議の区分ごとの議案の数及び内容(味の素)</p> <p>*「⑥ 特徴のある記載」にて後述。</p> <p>◇重点監査項目への取組(味の素、三菱UFJフィナンシャル・グループ)</p> <p>*具体的な記載事項は、以下の記載例を参照。</p>

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<p><記載例></p> <p>【味の素】</p> <p>監査役会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況、2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、3) 「働き方改革」その他人財への取組み、4) 棚卸資産管理、のモニタリングおよび5) 会計監査人の評価・選任、を重点監査項目として取組みました。</p> <p>1) ガバナンス状況：</p> <p>グローバルガバナンスに関する規程等の運用状況を月次ベースで確認し社内決裁の内容の共有を行い、課題ある場合には改善に向けた提言を行いました。</p> <p>2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理：</p> <p>社外監査役も含め分担し、国内外グループ会社の中から重要性及びリスク・アプローチに基づき国内グループ会社5社、海外グループ会社15社を対象に往査を実施しました。</p> <p>国内グループ会社15社の常勤監査役16名との会議・面談を年4回実施した他、日常的情報共有をグループ会社監査役と行いました。特に、同会議では社内外の講師による「棚卸資産管理強化」や「グループのコンプライアンスとリスク」の講演を実施し、重点リスクについての理解を深め、情報・意見の交換を行いました。</p> <p>従来の内部通報制度に加え外部窓口やサプライヤーホットラインの新設による窓口複線化の実施状況のモニタリングを行うとともに、2018年5月に新設した監査役ホットラインにおいてはグループの役員に関する通報に直接監査役が対応しました。</p> <p>3) 「働き方改革」その他人財への取組み：</p> <p>部門監査時のヒアリングや企業行動委員会等の報告を通じ取組み状況および課題への対応を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において国内グループ各社での展開状況を共有・確認の上、経営陣に必要な提言を行いました。</p> <p>4) 棚卸資産管理：</p> <p>財務・経理部主催の海外経理担当者会議におけるグループ棚卸資産管理強化の取組みにつき詳細報告を受け状況を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において本年度共通テーマとしてモニタリングを継続しました。また、年度末には複数の工場にて会計監査人の実施する棚卸実</p>

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<p>査に常勤監査役およびスタッフが立会い、網羅性を強化した棚卸実査が適切に実施されていることを確認しました。</p> <p>5) 会計監査人の評価・選任： 「会計監査人の選任および再任の基準」に基づき、会計監査人を評価し再任の相当性について検討・議論を重ねるとともに、中期的な選任方針についても議論を進めました。</p> <p>【大和ハウス工業】 監査役会においては、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項の決定を主な検討事項としています。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っています。</p> <p>【松井証券】 監査役会において、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、常勤監査役選定、決算・配当等に関して審議いたしました。</p> <p>【三菱 UFJ フィナンシャル・グループ】 監査委員会における主な検討事項として、監査委員会方針に定めている 5 項目(財務報告、リスク管理及び内部統制、コンプライアンス、内部監査、外部監査)について監視・監督を行い、特に留意すべきポイントを「重点ポイント」に定めております。各項目で議論された内容は以下のとおりです。</p> <p>(i) [財務報告] SOX 上の重要課題への対応 (ii) [リスク管理及び内部統制] IT・サイバーリスク管理態勢の整備・運用 (iii) [コンプライアンス] グループ・グローバルコンプライアンス態勢の整備・コンプライアンスリスク事象対応 (iv) [内部監査] グループ・グローバル監査態勢の整備 (v) [外部監査] 外部監査人とMUFGグループ間のコミュニケーションの状況</p>

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<p>監査委員会は、M U F G の取締役会傘下の委員会として、以下のとおり M U F G の業務執行の監視・監督を行っております。</p> <p>(i) 監査委員会は、本邦会社法の規定に基づき、M U F G の取締役及び執行役の職務執行の監査(以下、「会社法監査」という。)を行い、監査報告を作成する。監査活動にあたっては、M U F G 及びその子会社(以下、「グループ」という。)の業務執行のうち、以下の事項について監視・監督を行うことにより、グループの持株会社である M U F G の取締役会の監督を補佐する。(1) 財務報告、(2) リスク管理及び内部統制、(3) コンプライアンス、(4) 内部監査、(5) 外部監査。上記の目的には、本邦及び米国の取引所に上場する企業として、本邦の関係法令・規則(以下、「本邦法令」という。)のみならず M U F G に適用される米国 1934 年証券取引所法及び米国証券取引委員会規則ならびにニューヨーク証券取引所規則(以下、「米国法令」、また本邦法令と共に「関係法令」という。)に基づき監査委員会に求められる職務・責任の遂行を含む。</p> <p>(ii) 監査委員会は、必要に応じて、M U F G の取締役及び執行役等との協議や M U F G の代表執行役との間で適宜意見交換を行う。また、グループの子会社の監査委員会、監査等委員会及び監査役(以下、「監査委員会等」という。)の監視・監督事項のうち、グループ全体に重大な影響が及ぶと監査委員会が認める事項について、適宜 M U F G の執行部門等から説明を受ける。加えて、監査委員会は、その必要と判断するところに応じて、グループ C A O 及び M U F G の内部監査部門から、グループの子会社内部監査部門との連携等による監査委員会と子会社の監査委員会等との間の連携の支援を受ける。その他の運営として、監査委員会は、監査委員会の質疑、審議、報告、決議、活動等の内容について取締役会に適切に報告する。また、取締役会に対して適宜提案を行う。更に、毎年、監査委員会の活動について自己評価し、取締役会に報告する。</p> <p>(iii) 本邦会社法の規定に従い、事業年度ごとに監査委員会が決議した監査方針及び監査計画に基づき取締役及び執行役の職務執行の監査を行う。</p> <p>(iv) 監査委員会は、会計監査人の職務を監督し、会計監査人より直接報告を受ける。また、会計監査人の選解任または不再任の決定の方針を定め、これを踏まえて、会計監査人を選解任または不再任とする議案の株主総</p>

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<p>会への提出について決定する。加えて、会計監査人より、年度監査計画案、その重要な変更、計画策定の基礎となったりリスク評価、重点監査項目や監査計画時間等について説明を受け、監査計画の相当性について協議し、評価する。更に、会計監査人より、監査の実施状況・発見事項を含む監査結果、執行部門とのコミュニケーション等、会計及び内部統制に関する事項を含むMUFJの財務報告にかかるすべての重要な事項について適宜報告を受け、協議するとともに、会計監査人による監査について検討し、評価する。</p> <p>(v)監査委員会は、グループ全体の業務執行の監視・監督が効果的かつ効率的に行われるために、内外の子会社の監査委員会等との間で連携を行うことにより、子会社の監査委員会等による子会社の業務執行の監視・監督状況について把握する。</p>
⑥特徴のある記載	<ul style="list-style-type: none"> • 監査役会等の一般的な活動状況に加えて、年度の具体的な活動における重点項目を記載している会社がある。(味の素、三菱UFJフィナンシャル・グループ) * 「⑤ 監査役会等における検討状況・活動状況」で既述。 • 監査役会等における議案の件数・内容や、監査役会等を補完する会議体として監査役連絡会について記載している会社がある。(味の素) <p><記載例></p> <p>【味の素】</p> <p>決議 9 件：監査役監査方針・監査計画・職務分担、監査役選任議案の株主総会への提出の請求、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等</p> <p>報告 44 件：取締役会議題事前確認、監査役月次活動状況報告および社内決裁内容確認、監査役ホットライン通報報告等</p> <p>審議・協議 11 件：監査役活動年間レビューおよび監査役会の実効性評価、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等</p> <p>また、監査役会を補完し、各監査役間の監査活動その他の情報共有を図るため監査役連絡会を毎月 1 回開催しています（当事業年度 12 回実施）。</p>

項目	記載の概要
⑥特徴のある記載	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会等の一般的な活動状況に加えて、個別の不祥事件に関する活動について記載している会社がある。(野村ホールディングス)
	<p><記載例></p> <p>【野村ホールディングス】</p> <p>野村証券で発生した東証の市場区分の見直しに関する不適切な情報伝達事案について、監査委員会は外部有識者を加えた調査を行い、調査結果を踏まえた提言を取締役会に行いました。調査では、行動規範に対する意識の醸成が未だ不十分であることが確認されました。当該提言に基づき改善策が策定されており、監査委員会としては、今後、改善策の実施状況、野村グループの内部管理態勢強化の状況について、注意深く監視、検証してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 監査の領域 ((1)取締役、(2)業務執行、(3)内部監査、(4)会計監査) ごとに活動内容を記載している会社がある。(リコー) <p>* 「③ 常勤監査役等の活動状況」にて既述</p>

4. 早期適用を行う旨は明示していないが参考になるとと思われる記載

項目	記載の概要		
①監査役会等の開催頻度・個々の監査役等の出席状況	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の監査役等の活動状況の記載も見られる。 		
	<p><記載例></p> <p>【リクルートホールディングス】</p> <p>第 59 期の 1 年間(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)における監査役会の開催回数は、13 回です。</p> <p>また、監査役会への監査役の出席状況及び主な活動状況は、次のとおりです。</p>		
	氏名		出席状況及び主な活動状況
	常勤監査役	長 嶋 由 紀 子 (注 1)	当事業年度開催の監査役会 13 回の全てに出席しました。主に当社事業運営に関する知識・見地から意見を述べています。また、常勤監査役として代表取締役、社内外取締役、執行役員及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っています。
常勤監査役	藤 原 章 一 (注 2)	当事業年度開催の監査役会 13 回の全てに出席しました。主に当社の IT 戦略及び事業運営に関する知識・見地から意見を述べています。また、常勤監査役として代表取締役、社内外取締役、執行役員及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っています。	

項目	記載の概要		
①監査役会等の開催頻度・個々の監査役等の出席状況	社外監査役	井上 広 樹 (注3)	当事業年度開催の監査役会 12 回に出席しました。弁護士としての経験を通じて培った企業法務に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。
	社外監査役	西 浦 泰 明 (注4)	当事業年度開催の監査役会 13 回の全てに出席しました。米国公認会計士として培った会計知識と高い見識に加え、ビジネスアドバイザーとして培った豊富な国際経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。
<p>(注1) 当社執行役員及び㈱リクルートスタッフィング代表取締役社長等を歴任し、当社の事業運営に関する相当程度の知見があります。</p> <p>(注2) 当社システム部門責任者及び当社執行役員等を歴任し、当社の IT 戦略及び事業運営に関する相当程度の知見があります。</p> <p>(注3) 弁護士として専門的な知識及び経験を有しており、法律の観点から監査体制の強化を図ることができるものと考えています。</p> <p>(注4) デロイト&トウシュ LLP パートナー及びデロイト&トウシュ LLP 日系企業サービスグループ 米国西部地域リーダー等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会計の観点から監査体制の強化を図ることができるものと考えています。</p>			

項目	記載の概要
②監査役等の活動状況	<p>• 主要会議や社内関係部署との対話について回数を記載している事例が見られる。</p> <p><記載例></p> <p>【三菱商事】</p> <p>監査役は、監査計画に基づく監査活動の一環として社内の主要会議に出席し（社長室会や事業戦略会議など 106 回）、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話を行うとともに（社長以下、経営執行部門との対話 52 回、海外 43 社／国内 11 社の事業投資先の経営執行責任者及び国内外 17 拠点の拠点長との対話）、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて当社の状況を適時適切に把握する体制をとっています。</p>
④社外監査役等の活動状況	<p>• 社外監査役等の活動状況について、以下の記載が見られる。</p> <p><記載例></p> <p>【京王電鉄】</p> <p>d. 社外監査役と社外取締役が出席する独立社外役員連絡会を年に 1 回以上開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有をはかっております。</p> <p>【日本電信電話】</p> <p>独立社外監査役を含む当社の監査役は、取締役会等重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役や取締役とそれぞれのテーマに応じた意見交換・議論を行うことで、取締役の職務の執行状況を把握するとともに必要に応じ提言を行っております。</p> <p>○監査役の活動の支援体制等</p> <p>監査役監査業務を支援する体制として、専任の社員 4 名で構成する監査役室を設置しています。さらに、会社の費用において弁護士等外部の専門家と契約を締結し、必要に応じて助言を得ることができるよう体制を整えています。</p> <p>また、就任に際しては、市場動向やコンプライアンス等に関する研修を行っています。就任後も国内外の経済・社会問題等多岐にわたる研修を行っています。</p> <p>加えて社外監査役に対しては、当社及び NTT グループへの理解をさらに深めるため、視察の機会を設ける等の取り組みも行っています。</p>

項目	記載の概要
④社外監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 非常勤監査役等の活動状況について、以下の記載が見られる。 <p><記載例></p> <p>【ANA ホールディングス】 さらに非常勤監査役においては、全日本空輸（株）の事業所である空港、整備センター等現業部門の視察や従業員との対話型ミーティングに参加するなど（4回）して、当社グループの業務に関する理解促進の機会を持っています。</p> <p>【オリンパス】 非常勤監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営陣等および会計監査人との意見交換を行っています。さらに国内外の重要関係会社等への往査を行い、必要な情報を集めたいうで専門的知見に基づき、中立、独立の立場から、監査意見を形成しています。</p> <p>【日本化薬】 非常勤監査役は、監査役会に出席してこれらの監査の状況の報告を受けるほか、往査への同行、内部監査部門の監査部並びにコンプライアンス、リスクマネジメント及び J-SOX 担当部門の内部統制推進部との情報交換会に適宜参加して助言するなど、必要な意見の表明を行っています。</p>
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<ul style="list-style-type: none"> • 業務監査と会計監査を分けての記載も見られる。 <p><記載例></p> <p>【リクルートホールディングス】 第 59 期の 1 年間における監査役会の主な検討事項は以下のとおりです。</p> <p>(a) 業務監査に係る監査活動 監査役及び監査役会は、業務監査項目に対し、以下の監査活動を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会や経営戦略会議・各種委員会等の重要会議へ出席し、執行状況について確認し、必要に応じて説明を求め、意見表明しました。 • 内部統制システムの整備及び運用状況等について、内部統制部門や内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明しました。 • 代表取締役、社内外取締役及び執行役員等との意思疎通及び情報の交換を図り、監査項目についての情報収集と意見交換を実施しました。

項目	記載の概要
⑤監査役会等における検討事項・活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点監査項目を定めて、監査上の重要な発見事項等について検討及び審議しました。 ・ 重点監査項目に対する監査状況について、取締役会への報告を半期ごとに実施しました。 <p>(b) 会計監査に係る監査活動</p> <p>監査役及び監査役会は、会計監査項目に対し、以下の監査活動を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、監査報酬等への同意の可否について審議しました。 ・ 四半期・年度末決算に対する会計監査人の監査意見等及び提言事項を聴取及び検討しました。 ・ 会計監査人が実施する海外連結子会社を含む当社グループへの会計監査のうち、重要なものについて、情報を受領し、意見交換を行いました。 ・ 会計監査人の評価を実施し必要な改善を要請するとともに、会計監査人の選解任について方針を審議しました。
⑥特徴のある記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役会等の実効性評価について記載している会社が見られる。 <p><記載例></p> <p>【日本電信電話】</p> <p>○監査役会の実効性評価</p> <p>2018年度は監査役会においては、監査活動の評価、次年度の監査計画への反映、及び監査役監査品質の向上等を目的として、監査役会の実効性に関する評価を実施しました。評価は、各監査役による自己評価アンケートの実施結果を基に、全監査役間で実効性に関し議論・検証することにより行いました。</p> <p>この結果、監査役会の実効性は確保されていると評価しており、今後も更なる実効性の向上に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役等の選任に関し、任意の指名委員会との関係について記載している会社が見られる。 <p><記載例></p> <p>【オリンパス】</p> <p>監査役会では、任意に設置している指名委員会が取締役に付議する監査役候補者に対する同意を行うこととし、監査役候補者が任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討しています。</p>

(添付資料)【早期適用を行う旨を明示した会社の記載実例】

➤ 監査役会設置会社

①味の素㈱

(3)【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) iiの規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

① 監査役監査の状況

1. 組織・人員

当社の監査役は5名であり、常勤監査役2名と社外監査役3名から構成されています。当社監査役会は、最低1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしており、また社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとしています。現在、監査役会議長は富樫洋一郎常勤監査役が務めており、田中静夫常勤監査役及び天野秀樹監査役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役として選任しています。田中静夫常勤監査役は、1980年に当社に入社して以降、財務・会計業務に携わり、2002年に財務部財務グループ長、2008年に監査部長を歴任し、2012年に現職に就任しました。天野秀樹監査役は、1980年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2011年には有限責任あずさ監査法人副理事長(監査統括)、2015年には同法人エグゼクティブ・シニアパートナーを歴任し、2018年に現職に就任しました。

監査役職務を遂行する組織として監査役室を設置し、2019年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有する専任スタッフを7名配置し、監査役職務遂行のサポートを行っています。当該監査役スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しています。

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計17回開催し、1回あたりの所要時間は約2時間でした。監査役の出席率は98%でした(土岐敦司氏および村上洋氏の社外監査役2名はそれぞれ17回中16回出席。その他3名の監査役は全て出席)。年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議 9件：監査役監査方針・監査計画・職務分担、監査役選任議案の株主総会への提出の請求、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等

報告 44件：取締役会議議題事前確認、監査役月次活動状況報告および社内決裁内容確認、

監査役ホットライン通報報告等

審議・協議 11 件：監査役活動年間レビューおよび監査役会の実効性評価、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等

また、監査役会を補完し、各監査役間の監査活動その他の情報共有を図るため監査役連絡会を毎月 1 回開催しています（当事業年度 12 回実施）。

3. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っています。取締役会への監査役の出席率は 98% でした（社外監査役 96%、社内常勤監査役 100%）。その他、主に常勤監査役が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査役全員による取締役社長・コーポレート担当の取締役専務執行役員との会談を四半期毎に開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、1 年間の部門監査やグループ会社往査を踏まえ、年度末に常勤監査役と管掌役員との面談を実施し、必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役員及び各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

土岐監査役は、取締役会の任意委員会であるコーポレート・ガバナンス委員会の委員に就任し、当事業年度は 5 回出席しました。

監査役会は、当事業年度は主として 1) ガバナンス状況、2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、3) 「働き方改革」その他人財への取組み、4) 棚卸資産管理、のモニタリングおよび 5) 会計監査人の評価・選任、を重点監査項目として取組みました。

1) ガバナンス状況：

グローバルガバナンスに関する規程等の運用状況を月次ベースで確認し社内決裁の内容の共有を行い、課題ある場合には改善に向けた提言を行いました。

2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理：

社外監査役も含め分担し、国内外グループ会社の中から重要性及びリスク・アプローチに基づき国内グループ会社 5 社、海外グループ会社 15 社を対象に往査を実施しました。

国内グループ会社 15 社の常勤監査役 16 名との会議・面談を年 4 回実施した他、日常的情報共有をグループ会社監査役と行いました。特に、同会議では社内外の講師による「棚卸資産管理強化」や「グループのコンプライアンスとリスク」の講演を実施し、重点リスクについての理解を深め、情報・意見の交換を行いました。

従来 of 内部通報制度に加え外部窓口やサプライヤーホットラインの新設による窓口複線化の実施状況のモニタリングを行うとともに、2018 年 5 月に新設した監査役ホットラインにおいてはグループの役員に関する通報に直接監査役が対応しました。

3) 「働き方改革」その他人財への取組み：

部門監査時のヒアリングや企業行動委員会等の報告を通じ取組み状況および課題への対応を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において国内グループ各社での展開状況を共有・確認の上、経営陣に必要な提言を行いました。

4) 棚卸資産管理：

財務・経理部主催の海外経理担当者会議におけるグループ棚卸資産管理強化の取組みにつき詳細報告を受け状況を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において本年度共通テーマとしてモニタリングを継続しました。また、年度末には複数の工場にて会計監査人の実施する棚卸実査に常勤監査役およびスタッフが立会い、網羅性を強化した棚卸実査が適切に実施されていることを確認しました。

5) 会計監査人の評価・選任：

「会計監査人の選任および再任の基準」に基づき、会計監査人を評価し再任の相当性について検討・議論を重ねるとともに、中期的な選任方針についても議論を進めました。

②(株)大林組

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成 31 年内閣府令第 3 号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用している。

① 監査役監査の状況

各監査役は「大林組監査役監査要綱」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため、会計監査を実施している。なお、社外監査役中村明彦は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものである。

監査役会は、原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度においては 22 回開催され、主に監査計画の審議や監査結果の報告等が行われた。常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、他の監査役と情報の共有及び意思の疎通を図っている。

<各監査役の監査役会の出席状況>

氏名	出席回数
上野 晃	17 回／17 回（出席率 100%）
歌代 正	22 回／22 回（出席率 100%）
横川 浩	20 回／22 回（出席率 91%）

中 北 哲 雄	17 回／17 回（出席率 100%）
中 村 明 彦	17 回／17 回（出席率 100%）

（注） 上野晃、中北哲雄及び中村明彦は、2018年6月26日開催の第114回定時株主総会にて、それぞれ選任された後の監査役会への出席回数を記載している。

また、監査役会及び監査役の機能強化の一環として、その指揮命令の下に、執行部門から独立して、監査役室を設置し、監査役会及び監査役の職務を補助する部門として、法令遵守状況のモニタリングなどを重点的に行っている。同室には、専従のスタッフ3名を置いている。

③関西電力㈱

（3）【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の開示府令第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) iiの規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用している。

① 監査役監査の状況

監査役については、現在、7名の体制としており、常任監査役3名及び、より独立した立場での監査を実施する観点から、過半数の4名を社外監査役（うち女性1名）としている。また、財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を確保している。さらに、監査役及び監査役会の職務を補助する専任組織として監査役室（12名）を設置するなど、監査機能の充実に努めている。監査役室については、その独立性を担保するために監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っていない。

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。また、常任監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告している。また、監査役は代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施している。

2018年度は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりである。

役職	氏名	出席回数
監査役	八嶋 康博	15

監査役	田村 康生	15
監査役	樋口 幸茂	15
監査役(社外)	土肥 孝治	14
監査役(社外)	槇村 久子	14
監査役(社外)	十市 勉	15
監査役(社外)	大坪 文雄	15

④大日本印刷㈱

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) iiの規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

①監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名や社外監査役3名を含む5名から構成されています。

なお、監査役会は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ(1名)を配置し、当該スタッフに対して適切な調査・情報収集権限を付与しています。

ロ. 監査役及び監査役会の活動状況

各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて取締役及び執行役員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。また監査役は、定期的に監査役会を実施し、監査の分担などについて他の監査役と連携してその職務を遂行するとともに、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、密接な連携を図っております。当事業年度に開催された監査役会は、20回となります。

⑤大和ハウス工業㈱

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しています。

① 監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

・当社は、社外監査役3名を含む監査役6名で監査役会を構成しています(有価証券報告

書提出日現在)。監査役は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めています。また、取締役の競業取引、利益相反取引、会社が行った無償の利益供与等に関して、上記監査のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況の詳細な調査を実施しています。

- ・監査役会のサポート体制として、専任のスタッフからなる監査役室（有価証券報告書提出日現在4名）を設置し、監査役の職務遂行のサポートを実施しています。

- ・常勤監査役 中里智行は、長年にわたり、当社において経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

- ・執行機能から独立した内部通報制度として、大和ハウスグループの役職員が当社の監査役に対して直接内部通報を行うことができる「監査役通報システム」を設置し、運用しています。

ロ. 監査役及び監査役会の活動状況

- ・当事業年度において、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	西村 達志	14回／14回（100%）
常勤監査役	平田 憲治	14回／14回（100%）
常勤監査役	中里 智行	10回／10回（100%）※
監査役	飯田 和宏	13回／14回（93%）
監査役	桑野 幸徳	13回／14回（93%）
監査役	織田 昌之助	13回／14回（93%）

※常勤監査役 中里智行の監査役会出席状況は、2018年6月28日就任以降に開催された監査役会を対象としています。

- ・監査役会においては、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項の決定を主な検討事項としています。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っています。

- ・各常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、

子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑥(株)デンソー

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成 31 年 1 月 31 日内閣府令第 3 号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b) 及び d (a) ii の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しています。

① 監査役監査の状況

当社における監査役会は、常勤監査役 2 名及び社外監査役 2 名からなり、取締役の職務執行並びに当社及び国内外グループ会社の業務や財政状況を監査しています。

当事業年度において当社は監査役会を年 14 回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤 監査役	新村 淳彦	14	14
	岩瀬 正人	5	5
	丹羽 基実	9	9
非常勤 (社外) 監査役	吉田 守孝	14	14
	近藤 敏通	14	14
	松島 憲之	14	14

常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、社内 70 部署及び国内外グループ会社 37 社に対する実地監査を実施するとともに、取締役会や経営審議会等の重要会議への出席、内部監査部門・内部統制部門及び会計監査人との情報交換等を実施しています。

また、監査役会としては、常勤監査役からの活動報告、事業グループ長・機能センター長からの業務執行状況のヒアリング、また、代表取締役・社外取締役との意見交換会を実施する等して、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしています。

⑦トヨタ自動車(株)

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b) および d (a) ii の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しています。

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査の組織、人員および手続については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要
②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 [監査役制度]」を参照ください。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を合計16回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	安田 政 秀	全13回中13回
常勤監査役	加藤 雅 大	全16回中16回
常勤監査役	香川 佳 之	全16回中16回
社外監査役	和気 洋 子	全16回中16回
社外監査役	小津 博 司	全16回中16回
社外監査役	平野 信 行	全13回中13回

(注)全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針および監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等です。

また、監査役的活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・工場および主要な事業所における業務および財産状況の調査、子会社の取締役等および監査役との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っています。

⑧松井証券(株)

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b) の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名

を含む社外監査役 3 名において、独立の立場に基づき監査を行うとともに、監査役会において能動的・積極的に意見を表明し、監査の実効性を確保しております。

監査役は原則として全員が取締役会に出席し、その他にも内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、取締役の職務執行について厳正な監査を行っています。

当事業年度において当社は監査役会を 6 回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
矢島 博之	6 回	6 回
望月 恭夫	6 回	6 回
甲斐 幹敏	6 回	6 回

監査役会において、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、常勤監査役選定、決算・配当等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役は、取締役会やコンプライアンス・オフィサー会議等重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。なお、当事業年度において内部監査部門との会合を 16 回、会計監査人との会合を 11 回行いました。

⑨(株)リコー

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成 31 年 1 月 31 日内閣府令第 3 号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意 (56) a (b) 及び d (a) ii の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役 5 名であり、うち社外監査役が 3 名となります。各監査役の状況および当事業年度に開催した監査役会への出席率は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等	当事業年度の監査役会出席率
常勤監査役	栗原 克己	当社の設計・開発、	100%

		生産、品質保証部門等の経験から、基幹事業の業務プロセスに精通しております。	(13/13回)
常勤監査役	大澤 洋	当社の経理・財務部門、および当社海外関連会社の経営管理経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。	100% (13/13回)
独立社外監査役	鳴沢 隆	証券アナリストや経営コンサルタントの経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。	100% (13/13回)
独立社外監査役	西山 茂	公認会計士および早稲田大学大学院経営管理研究科教授として、財務および会計分野のプロフェッショナルとして活躍しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。	100% (13/13回)
独立社外監査役	太田 洋	弁護士およびコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験を有しております。	92% (12/13回)

当社における監査役監査は、監査役会で決定された監査の方針及び業務分担等に従い、(1)取締役、(2)業務執行、(3)内部監査、(4)会計監査の4つの領域についてのリスクや課題を検討し、年間の活動計画を定め、各領域に対する監査活動を行いました。監査役会における主な共有・検討事項および監査活動の概要は以下のとおりです。

監査役会における主な共有・検討事項

- ・ 監査方針、監査計画および業務分担について
- ・ 海外子会社のガバナンス強化について
- ・ 会計監査人に関する評価について
- ・ 常勤監査役職務執行状況(月次)
- ・ 監査役監査基準の見直しについて

表1：監査活動の概要

(1)取締役	取締役会への出席
	★取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期)
	★取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催(半期)
(2)業務執行	本社・事業所・リコグループ各社への監査
	グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席
	業績審議会、グローバル会議、投資委員会、その他重要会議への出席
	★CEO 定例会・CFO 定例会の開催(月次)
	重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)
(3)内部監査	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告
	★内部統制部門との定例会の開催(月次)
	★子会社監査役との定例会の開催(月次)
(4)会計監査	★三様監査会議(月次)
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レ

	ビュー報告、監査結果報告
	会計監査人評価の実施

★監査役が主催する会議

常勤監査役は、表1に示した内容の監査活動を行い、その内容は独立社外監査役にも適時に共有いたしました。

独立社外監査役は、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で、常勤監査役とともに当事業年度新設部門、新規・成長事業部門およびリスク主管部門への監査を行いました。また、取締役会議長・代表取締役との定例会では、経営方針や成長戦略等に関する詳細な説明を受け、独立役員の立場から意見を述べました。

また、監査役室を設置し、専従かつ執行側からの一定の独立性が確保された従業員が5名配置され、監査役の職務を補助しております。

➤ 指名委員会等設置会社

①野村ホールディングス(株)

(3)【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)および d (a) ii の規定を当事業年度にかかる有価証券報告書から適用しております。

① 監査委員会監査の状況

監査委員会は、3名の監査委員で構成され、そのうち園マリは公認会計士の資格を有しており、また、島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査委員会は、監査委員会で策定された監査方針、実施計画に基づき、会計監査人および社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、監査報告書を作成します。

当社は、監査委員会および取締役の職務を補助する専任の部署として「取締役会室」を設置しております。取締役会室の業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、同室の使用人にかかる採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、執行役を兼務しない常勤の取締役を常勤監査委員または「監査特命取締役」として必要に応じて任命することができることとしております。

当連結会計年度において監査委員会は17回開催されました。各監査委員とも、そのすべてに出席し、取締役および執行役等の職務執行の状況や内部統制システムの整備・運用状況について検討いたしました。また、監査委員会は、取締役会への定期的な職務執行状況報告の中で、特に重要と判断される事項については、「監査活動所見」という形で指摘または提案を行い、監査委員以外の取締役とも意見の交換を行っております。加えて、監査委員会は、会計監査人および内部監査部門と、監査委員会および定例の会議を通じ監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

野村證券で発生した東証の市場区分の見直しに関する不適切な情報伝達事案について、監査委員会は外部有識者を加えた調査を行い、調査結果を踏まえた提言を取締役にいたしました。調査では、行動規範に対する意識の醸成が未だ不十分であることが確認されました。当該提言に基づき改善策が策定されており、監査委員会としては、今後、改善策の実施状況、野村グループの内部管理態勢強化の状況について、注意深く監視、検証してまいります。

常勤の監査委員は、他の監査委員との間で職務を分担し、内部統制委員会、経営会議、統合リスク管理会議等の重要な会議に出席または陪席しております。また、執行役・執行役員および内部統制関連部署の主要な社員等に対してヒアリングを行うなどの方法により、業務執行の状況等を監査し、その結果を監査委員会に報告しています。さらに、主要な子会社について当該会社の取締役を務め業務執行の状況等を監視するなどの方法により、野村グループの監査活動の充実に努めております。

②(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成 31 年 1 月 31 日内閣府令第 3 号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)a(b)及び d(a) ii の規定を当事業年度に係る当有価証券報告書から適用しております。

① 監査委員及び監査委員会の状況

監査委員会は 5 名の監査委員で構成しており、法令及び社則にのっとり設置しております。そのうち山手章氏は、公認会計士の資格を有しており、また、新貝康司氏は、日本たばこ産業株式会社及び JT International S.A において財務責任者等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は監査委員会を原則月 1 回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
山手 章	17 回	17 回
川上 博	17 回	17 回
新貝 康司	11 回	11 回
黒田 忠司	11 回	11 回
岡本 純一	17 回	16 回

監査委員会における主な検討事項として、監査委員会方針に定めている 5 項目(財務報告、リスク管理及び内部統制、コンプライアンス、内部監査、外部監査)について監視・監督を行い、特に留意すべきポイントを「重点ポイント」に定めております。各項目で議論された内容は以下のとおりです。

(i) [財務報告] SOX 上の重要課題への対応

(ii) [リスク管理及び内部統制] IT・サイバーリスク管理態勢の整備・運用

(iii) [コンプライアンス] グループ・グローバルコンプライアンス態勢の整備・コンプラ

イアンスリスク事象対応

(iv) [内部監査] グループ・グローバル監査態勢の整備

(v) [外部監査] 外部監査人とMUF Gグループ間のコミュニケーションの状況

監査委員会は、MUF Gの取締役会傘下の委員会として、以下のとおりMUF Gの業務執行の監視・監督を行っております。

(i) 監査委員会は、本邦会社法の規定に基づき、MUF Gの取締役及び執行役の職務執行の監査(以下、「会社法監査」という。)を行い、監査報告を作成する。監査活動にあたっては、MUF G及びその子会社(以下、「グループ」という。)の業務執行のうち、以下の事項について監視・監督を行うことにより、グループの持株会社であるMUF Gの取締役会の監督を補佐する。(1) 財務報告、(2) リスク管理及び内部統制、(3) コンプライアンス、(4) 内部監査、(5) 外部監査。上記の目的には、本邦及び米国の取引所に上場する企業として、本邦の関係法令・規則(以下、「本邦法令」という。)のみならずMUF Gに適用される米国1934年証券取引所法及び米国証券取引委員会規則ならびにニューヨーク証券取引所規則(以下、「米国内法令」、また本邦法令と共に「関係法令」という。)に基づき監査委員会に求められる職務・責任の遂行を含む。

(ii) 監査委員会は、必要に応じて、MUF Gの取締役及び執行役等との協議やMUF Gの代表執行役との間で適宜意見交換を行う。また、グループの子会社の監査委員会、監査等委員会及び監査役(以下、「監査委員会等」という。)の監視・監督事項のうち、グループ全体に重大な影響が及ぶと監査委員会が認める事項について、適宜MUF Gの執行部門等から説明を受ける。加えて、監査委員会は、その必要と判断するところに応じて、グループCAO及びMUF Gの内部監査部門から、グループの子会社内部監査部門との連携等による監査委員会と子会社の監査委員会等との間の連携の支援を受ける。その他の運営として、監査委員会は、監査委員会の質疑、審議、報告、決議、活動等の内容について取締役会に適切に報告する。また、取締役会に対して適宜提案を行う。更に、毎年、監査委員会の活動について自己評価し、取締役会に報告する。

(iii) 本邦会社法の規定に従い、事業年度ごとに監査委員会が決議した監査方針及び監査計画に基づき取締役及び執行役の職務執行の監査を行う。

(iv) 監査委員会は、会計監査人の職務を監督し、会計監査人より直接報告を受ける。また、会計監査人の選解任または不再任の決定の方針を定め、これを踏まえて、会計監査人を選解任または不再任とする議案の株主総会への提出について決定する。加えて、会計監査人より、年度監査計画案、その重要な変更、計画策定の基礎となったリスク評価、重点監査項目や監査計画時間等について説明を受け、監査計画の相当性について協議し、評価する。更に、会計監査人より、監査の実施状況・発見事項を含む監査結果、

執行部門とのコミュニケーション等、会計及び内部統制に関する事項を含むMUF Gの財務報告にかかるすべての重要な事項について適宜報告を受け、協議するとともに、会計監査人による監査について検討し、評価する。

(v) 監査委員会は、グループ全体の業務執行の監視・監督が効果的かつ効率的に行われるために、内外の子会社の監査委員会等との間で連携を行うことにより、子会社の監査委員会等による子会社の業務執行の監視・監督状況について把握する。

日本監査役協会 監査法規委員会 第46期委員

(敬称略)

委員長	森 正三	東京海上ホールディングス(株) 常勤監査役
専門委員	松井 秀樹	森・濱田松本法律事務所 弁護士
専門委員	田中 亘	東京大学社会科学研究所 教授
委員	大島 忠	(株)インテイメート・マージャー 常勤監査役
委員	塩崎 泰司	豊田通商(株) 常勤監査役
委員	富樫 洋一郎	味の素(株) 常勤監査役
委員	間瀬 嘉之	D I C(株) 常勤監査役
委員	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局	村中 秀二	(公社)日本監査役協会
事務局	山形 昭夫	(公社)日本監査役協会
事務局	関谷 一也	(公社)日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会
Japan Audit & Supervisory Board Members Association
<http://www.kansa.or.jp/>

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 TEL 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 TEL 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 TEL 052 (204) 2131 (代)
九州支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-1-23 サニックス博多ビル 4 階 TEL 092 (433) 3627 (代)